

Q 1. 自治協議会が発足した理由は何ですか

A 1. 「地域の個性を生かした自主的なまちづくり」を行うため、身近な課題などを住民自ら考え、行動し、豊かな地域生活が実感できる「地域自治」「地域分権」のまちづくりを実現することを目的に発足しました。

Q 2. 行政区の仕事が地区自治協議会へ移るのですか

A 2. 行政区の役割や業務が各地区自治協議会へ移るわけではありません。行政区での活動を広域で補完する組織が地区自治協議会です。行政区同士の交流や情報交換が進むことで、個々の行政区での活動が見直されたり、地区（校区）全体での取り組みが始まったりすることは考えられますが、最も身近な住民組織である行政区の役割はこれまでどおりです。むしろ、地域福祉や防災は、隣組をはじめ行政区といった小さな単位での支え合いが基本になりますので、行政区の果たすべき役割は、ますます重要になります。



Q 3. 行政区や各種団体が、地区自治協議会の構成団体になるのはなぜですか

A 3. 地区自治協議会とは、地区（校区）内の全市民を対象とした、地区（校区）を包括し代表する住民自治組織という位置づけだからです。すべての行政区が構成団体となることで、地区（校区）全体の意見集約や総意形成が可能になります。また、各種団体が構成団体となることで、福祉・環境・教育・青少年健全育成などテーマで活動する団体の意見を吸い上げることができます。地区自治協議会で話し合って決定したことが、地区（校区）市民の総意とみなされるには、行政区が基軸となった組織にしていく必要があるのです。

Q 4. 行政区長は、地区自治協議会と どのように関わりますか

A 4. 地区自治協議会は、行政区での活動を補完する役割を担う組織です。このため、行政区長の皆さんには、地区自治協議会を運営する役員になっていただき、各行政区の問題を提起したり、地区自治協議会活動のあり方を協議していただく必要があります。

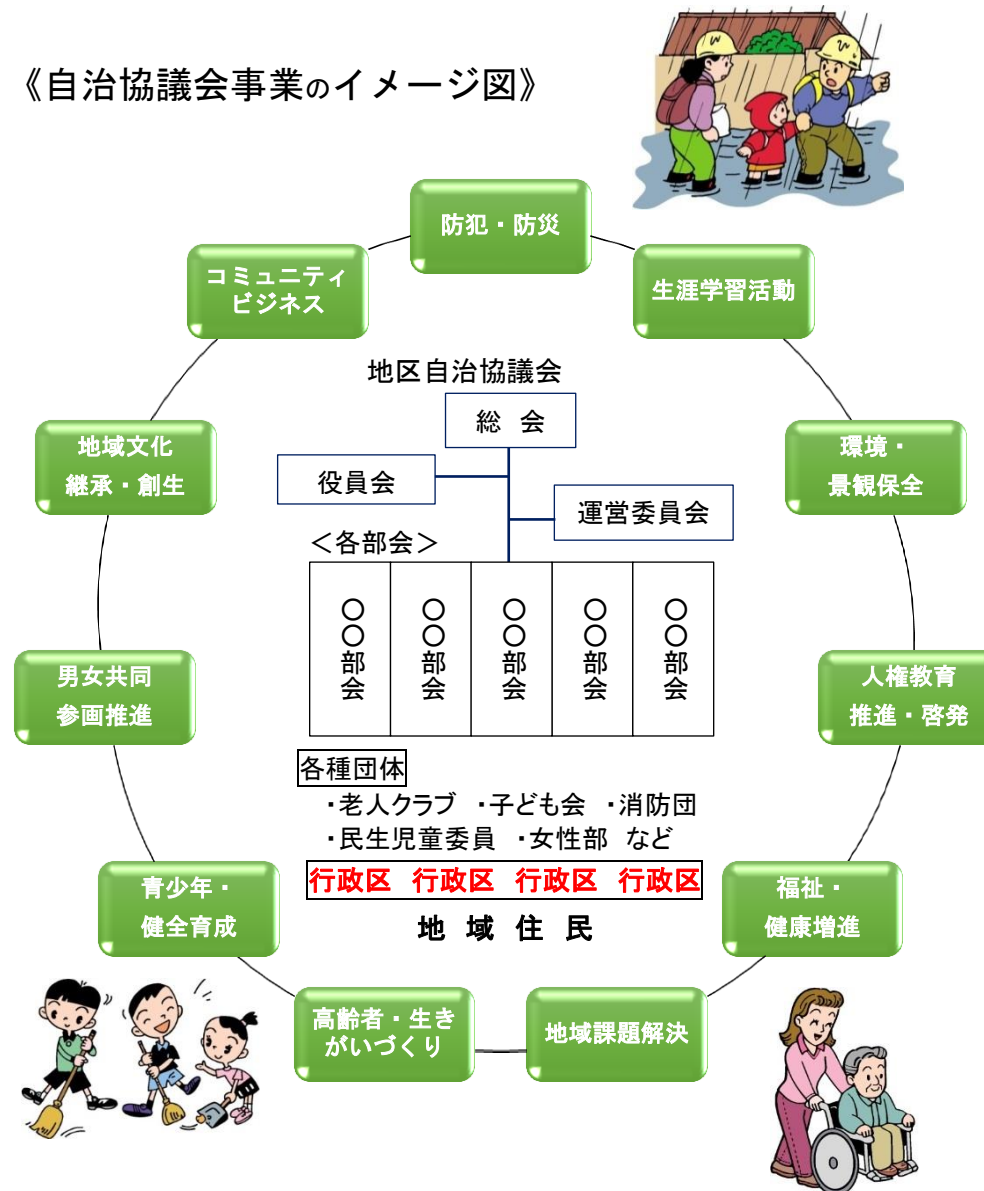
また、地区自治協議会の活動には多くの市民の皆さんの参加が欠かせません。行政区長の皆さんには、協議会の各種活動に参加いただきながら、それらの情報を地域の皆さんに発信し、参加を呼びかけていただきたいのです。ぜひ、取り組みや協力をいただきますようお願いします。



みんなで新しい「うきは」づくり

誰もが幸せを感じる心豊かなうきは市を自分たちの手でつくりましょう！

《自治協議会事業のイメージ図》



＜地区自治協議会連絡先＞

No.	自治協議会名	電話番号	No.	自治協議会名	電話番号
1	妹川地区	77-7660	7	御幸地区	77-3367
2	新川地区	77-6557	8	千年地区	75-5622
3	田籠地区	77-6776	9	吉井地区	75-5612
4	小塩地区	77-4835	10	福富地区	76-5771
5	山春地区	77-4699	11	江南地区	75-4389
6	大石地区	77-7088			

うきは市役所
市民協働推進課 コミュニティ支援係 [電話 75-4982 FAX 75-5509]



うきは市では、誰もが幸せを感じる心豊かなうきはを目指して「自治協議会によるまちづくり」を推進しています。明日の「うきは市」を築くため、今「協働のまちづくり」はみんなの共通の課題です。

「協働」とは、「市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完しあい、協力し合い、社会的課題の解決にあたること」をいいます。この「協働」の意味をみんなが共有するところから「協働のまちづくり」は始まります。

うきは市 市民協働推進課

うきは市における 協働のまちづくりの経過

平成17年3月20日 うきは市誕生

平成18年「総合計画」の策定

『市民と行政とが良きパートナーとして協働体制を築き、さまざまな地域の課題に取り組む「協働のまちづくり」を進めます。』

平成19年「協働のまちづくり基本条例」の制定

前文
 私たちうきは市民は、このようなかけがえのない宝物を、未来を担う子どもたちへ、ありのままに受け伝えながら、誰もが幸せを感じる心豊かなうきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自ら築いていく地域社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます。

平成23年「自治組織検討委員会」の『答申』

新しいコミュニティ（自治組織）が必要。
 新しいコミュニティの単位としては、小学校区がふさわしい。
 新しいコミュニティ活動の拠点として地区公民館活用が最も適当。

平成25年「うきは市自治組織条例」の制定

第1条（目的） この条例は、まちづくり推進のための拠点施設の設置及び協働のまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、うきは市協働のまちづくり基本条例（平成19年うきは市条例第1号）の理念を実現することを目的とする。

平成26年 11地区の「自治協議会」が発足

- 小学校区（地区）毎に生活文化をともにし、顔が見える範囲での協働のまちづくりを推進する。
 - ・日常的な生活圏で、面識社会を構成できる社会がふさわしい。
- 各行政区の集まりで行う協働のまちづくりを行う。
 - ・自治協議会は、行政区の共同体である。
- 各行政区の活動を基盤として新たな組織運営を行う。
 - ・各行政区は、自治協議会の基盤となる組織である。

平成27年 各自治協議会で、コミュニティセンターの「指定管理」による運営、「地域計画」の策定

《なぜ、地域コミュニティづくりが必要なのか？》

全国の自治体では、住民主体の新たな地域コミュニティづくりに向けた取り組みが次第に活発化しています。なぜ、今、新たな地域コミュニティづくりが必要なのでしょうか。

それは、以下のような要因で、私たちの住む地域社会が大きく、そして確実に変化しているからです。

- ・地方分権 ・少子高齢化 ・人口減少 ・過疎化の進行
- ・市民の価値観やライフスタイルの多様化
- ・核家族や一人世帯の増加 ・人と人のつながりの希薄化 など

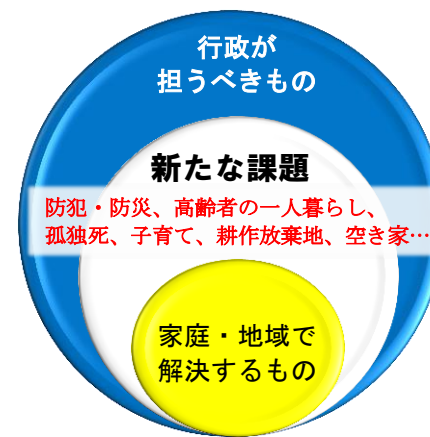
今のままでは市民生活に必要なサービスを、地域全体で支え合っていくことが困難になりつつあります

新たな地域課題の増大↑

各行政区は、地域内の清掃や祭り、レクリエーションなど様々な自治活動に取り組んでいます。

しかし、一方では、隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下などにより、これまでは地域の助け合いで解決できていた問題に、今では行政や区長の対応が求められるようになってきています。

また、少子高齢化の進展により、高齢者世帯の増加、一人暮らしの高齢者の見守り、防犯・防災の対策、子どもの居場所づくりなど、新たな地域課題も増大してきています。



《少子高齢化の進展》

現在と10年後のうきは市人口推移を見てみましょう。

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域の将来推計人口」)

	現在(2015年)	10年後(2025年)	増減
人口	31,245人	27,679人	-3,566人
0歳～15歳人口	3,898人	3,248人	-650人
16歳～64歳人口	16,984人	14,623人	-2,361人
65歳以上人口	9,599人	9,808人	+209人
高齢化率	30.7%	35.4%	+4.7%

少子高齢化の急速な進展

- ・高齢者世帯の増加への対応
- ・子どもの居場所づくり
- ・公園や通学路などの安全性の確保
- ・地域の防犯・防災体制づくり



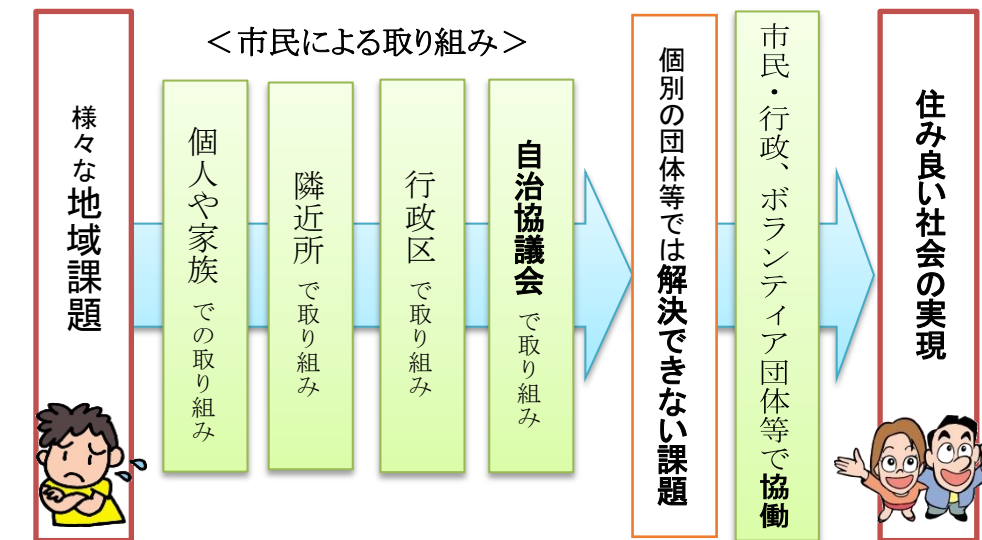
新たな地域課題の増大

- ・買い物など移動手段の確保
- ・役員など担い手不足、人材育成
- ・地域のまちづくりの活性化
- ・住民相互のコミュニケーション

市民主体の新たな地域コミュニティづくり

《地域課題解決の流れ》

個人や家族でできないことは行政区で取り組み、行政区だけではできないことを地区の自治協議会の組織が補完する。



《市民と協働のまちづくり》

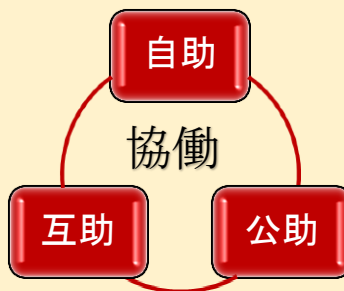
「自分たちの地域は自分たちでつくる」ことを基本に、自助・互助・公助の組み合わせによって、お互いを補完し合いながら、地域課題の解決にあたるのが「協働」の基本となる考え方です。

＜自助＞個人や家族による支えあい、助け合い。
自分ではできないことは自分でする

＜互助＞地域社会における相互扶助。
 (共助とも) **隣近所や友人・知人と互いに支え合い・助け合う**

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え。
「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で助け合い・支え合う

＜公助＞公的制度としての保健・福祉・医療・その他の関連施策に基づくサービス提供。
行政でなければならないことは、行政がしっかりと行う



《めざす協働のまちづくり》

誰もが、うきは市を安心して住みやすいまちにしたいと願っています。この願いを実現するために、市民も行政も協力して、一緒にまちづくりを進めること、それが「協働」です。

- I. 市民主体のまちづくりを実現します。
- II. 地域の実態に応じたまちづくりの実現をめざします。
 行政の一律的な事業では対応が困難な地域課題にも、地域の実態に応じた個性的で多様なまちづくりが行えるようになります。
- III. 行政区などが自治協議会の中で活性化されます。
 各行政区や地域の団体などの個性や能力を活かしながら、様々な知恵やアイデアを持ち寄ってまちづくりを実践することで活性化することができます。